

令和6年度 障害者福祉基金 清水事業助成のご案内

(知的障がい者の福祉増進を目的とした事業を支援する助成金)

1. 目的

知的障がい者(児)の自立・就労を目的とする事業および障害者就労施設等で作成する自主製品の開発・改善に向けた取り組み、知的障がい者(児)の日常生活における心身機能の向上を目的とする機能訓練事業、知的障がい者(児)の支援に向けた資質向上を目的とする研修事業について助成することにより、知的障がい者(児)福祉の増進を図る。

2. 助成対象

神戸市内に事務所を有する施設・団体が実施する、**知的障がい者(児)の福祉増進を目的とした事業**に助成します。

3. 助成対象事業

(1) 就労振興事業

①就労支援事業:仕事に就くための技能習得を目的に開催する研修・講座等の事業

(ただし、個人の資格取得のための講習会への参加費等は対象外)

例:パソコン講習会の開催、会計研修会の開催、応対マナー研修の開催等

②自主製品開発・改善事業:障害者就労施設等で作成する自主製品の開発・改善、また売上向上等を目的に実施される事業

例:新製品の開発・試作等、自主製品作成のための技術習得研修、

販路拡大のためのPR事業(製品パンフレット・ポスターの作成)等

(2) 機能訓練事業:心身機能の向上を目的に実施する機能訓練事業

例:機能訓練、音楽療法・園芸療法等、体操教室等

(3) 支援者研修事業:知的障がい者(児)への支援のための資質向上、技能習得等を目的に開催する申請団体の職員を対象とした研修・講座等の事業

(ただし、個人の資格取得のための講習会への参加費等は対象外)

<対象とならない事業>

- ・自立支援給付の対象になっている事業
- ・施設利用者や団体会員の親睦のみを目的とした事業
- ・バザーなどの収益を目的とした事業

4. 助成対象経費

対象事業を実施するために必要な経費を助成します

(会場費、講師・ボランティアへの謝礼、交通費、接遇費、通信運搬費、消耗品費、印刷費など)

*飲食代、娯楽費、職員(団体関係者等)の人件費は対象外

例)昼食などの飲食費は対象外、講師接遇の為のお茶や茶菓子等の接遇費は対象

5. 助成額

- (1) 就労振興事業 … 上限6万円
- (2) 機能訓練事業 … 上限6万円
- (3) 支援者研修事業 … 上限3万円

(ただし、いずれの事業も総事業費の2分の1以内とする)

* 就労振興事業助成における就労支援事業、自主製品開発・改善事業は、どちらか1事業の申請に限ります

* 就労振興事業助成、機能訓練事業助成、支援者研修事業助成は各助成1事業ずつ申請することができます

6. 実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日に実施する事業

7. 申請手続き

下記いずれかの方法により申請してください。

- (1) 所定の申請書、予算書に必要事項をご記入のうえ、下記へ送付

申請様式は本会ホームページからダウンロードするか、下記までご請求ください。

(2) 本会ホームページよりインターネット申込み

Eメールでのご応募はできません。

本会ホームページ(https://www.with-kobe.or.jp/topics/shimizu_r6/)

※振込先となる口座情報が確認できるよう通帳のコピーを添付してください。

※初申請の団体は、団体概要および活動内容がわかる資料を添付してください。

8. 申請期日

令和5年2月13日(火) 必着

9. 助成の決定

- (1) 申請内容を本会で審査のうえ助成先を決定し、通知します(5月下旬予定)
- (2) 助成決定団体に対し、助成金を送金します(6月上旬予定)

10. 実施報告

・助成事業終了後、1か月以内に実施報告書及び決算書をご提出ください。

※令和7年3月中に実施する事業については、令和7年4月4日を最終期限とします。

11. 注意事項

- (1) 申請総数や申請内容によっては、減額もしくは不承認となる場合があります
- (2) 事業内容の変更、中止等申請内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください

<申請・問い合わせ先>

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会 地域支援部 (担当: 大西)

〒651-0086 神戸市中央区磯上通3-1-32

TEL(078)271-5317 / FAX(078)271-5366

Email: tiiki@with-kobe.or.jp